

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

| | |
|-------------|--|
| 日 時 | 令和2年9月10日（木） 午後2時00分から4時50分 |
| 場 所 | 埼玉会館2階 ラウンジ |
| 出席者数 | 12名 |
| 出席委員 | 東会長、秋谷委員、磯田委員、徳田委員、松澤委員、泉谷委員、 島崎委員、志村委員、根岸委員、張替委員、小谷野委員、高野委員 |
| 欠席委員 | 鳥居委員、中村委員 |
| 諮問事項 その他 | <p>(1) 令和2年度埼玉県推奨図書について（諮問）</p> <p>(2) クロスボウの有害がん具等の指定について（諮問）</p> <p>(3) 令和3年度「埼玉青少年の意識と行動調査」について（意見交換）</p> <p>(4) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について（報告）</p> <p>(5) その他</p> |

1 開会

2 部会委員の指名

鈴木委員の後任として島崎委員を指名した。

3 議事録署名委員の指名

磯田委員、小谷野委員

4 議事要旨

議事（1）令和2年度埼玉県推奨図書について（諮問）

事務局及び優良図書選定委員会の天達会長から資料1-1から資料1-5に基づき説明し、推奨候補図書の30冊を閲覧後、委員から次のとおり質疑等があった。

（東会長）

1点確認したい。資料1-1の令和2年度埼玉県諮問図書審査票の諮問番号1622「愛蔵版シェーラ姫の冒険（上）」については、図書名が上巻だけになっているが、上巻だけが対象か。または上下巻を対象とするのか。

（事務局）

こちらの図書については、推薦があったのは上巻のみだったため、上巻だけを推奨候補図書にした。リーフレットでは、上下巻として紹介させていただく。

（東会長）

もう1点確認したい。図書の出版年についてはほとんどが2019年だが、何冊かそれ以前に出版されていたという記載がある。この点は差し支えないか。

例えば、乳幼児向けの諮問番号1603「きょうりゅうのおおきさってどれくらい？」は、出版年が2013年になっている。

また、1602「ながーいはなでなにをするの？」については、最初が2009年、次に2019年に出版されている。これは差し支えないか。

（事務局）

推薦をいただいた図書の最新の出版の日付を基準にしており、募集の段階では平成31年1月（2019年1月）以降の日付であれば受付をしている。

(東会長)

出版年の定義を確認しておきたい。

(小谷野委員)

2019年1月よりも前に出版されていても、2019年1月よりも後に増刷になっていれば対象になるということか。

(東会長)

諮問番号1603「きょうりゅうのおおきさってどれくらい？」は2013年に出版されているが、増刷が2019年1月以降だから対象になるということか。そこがわかりにくいので確認したい。

(志村委員)

月刊の「こどものとも」というソフトカバーの絵本があり、その中から良いものはハードカバーで出版されることがある。もしかするとそれが2019年のタイミングだったということかもしれないと思う。

(事務局)

「ながーいはなでなにをするの？」は志村委員のおっしゃったとおり、月刊のシリーズとして2009年に発行され、その後単行本として2019年5月に出版されたものである。「きょうりゅうのおおきさってどれくらい？」は、月刊誌かがくのともで2013年に発行されたものだが、2019年に絵本として出版されたものである。

(東会長)

了解した。増刷という事ではなく、月刊誌だったものが絵本として出版されたのが2019年なので、推奨図書の対象になるということで理解した。

他に意見等あるか。なければ、今回諮問を受けた図書については、全て推奨すべきものとして知事に答申することとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(東会長)

それでは、全て推奨すべきものとして知事に答申することとする。

なお、知事への答申については後程、事務局を通して提出する。

議事（２）クロスボウの有害がん具等の指定について（諮問）

事務局から資料２－１、２－２、参考資料に基づき、説明を行った。

（東会長）

１点確認したい。インターネットで埼玉県外から購入した場合、条例の対象となるか。

（青少年課長）

過去の判例では、結果発生地という考え方を採用している。被害者が被害を受けた場所の条例が適用される。埼玉県の方が被害者になった場合は、埼玉県の条例が適用される。

（東会長）

埼玉県内の青少年が海外から購入した場合はどうか。

（青少年課長）

条例には、国外犯についての規定がないため、国外から購入したものには適用できない。

（東会長）

インターネットで購入する場合、販売会社が国内にあれば適用され、国外の会社から直接購入した場合は、適用できないということで了解した。

（徳田委員）

おもちゃの場合は適用されないのか。例えば、資料に参考で掲載されているおもちゃに本物の矢を装填した場合はどうか。

（事務局）

おもちゃは、その商品のみ合う矢を発射する規格となっており、本物の矢を装填しても正しく射出できないものとする。そのため、おもちゃには適用しない。

（東会長）

その他質問や意見はあるか。

この件については、指定して当然と思われるため、諮問を受けた内容に異議なしとして知事に答申してよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(東会長)

それでは、異議なしとして知事に答申することとする。

知事への答申については後程、事務局を通して提出する。

議事（３）令和３年度「埼玉青少年の意識と行動調査」について（意見交換）

事務局から資料３及び参考資料に基づき、説明を行った。

（東会長）

郵送またはインターネットによる調査ということだが、インターネット調査はどのような方法で実施する予定なのか。

（事務局）

現時点で具体的な方法は固まっていないが、今年度男女共同参画課が実施中の調査を参考にしたいと考えている。

その調査では、まず、調査票と同じ内容をウェブページに掲載し、パソコン、タブレット、スマートフォンからアクセスできるようにする。そのウェブページのURLアドレスを２次元コードにして調査票とともに郵送する。回答が紙の調査票とインターネットで重複しないようID番号で管理する。このID番号は乱数表を使い、容易に推測ができないようにする。

当課の調査においても、このような方法を参考に実施したいと考えている。

（徳田委員）

調査の目的は「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」策定のためとのことだが、「恋愛」や「結婚」が設問に含まれている。「結婚観」がプラン策定に関係があると考えてのことか。

（事務局）

過去の調査においてどのような意図でこのような設問を設けていたのか、調査結果を見ても読み取れないので、今回この設問を残した意図について御説明する。

困難を抱える若者とその家族の状況を把握し、今後より一層施策に反映したいという考えがあり、調査対象の拡大や設問の設定を行っている。

徳田委員御指摘の設問は、結婚に対する考え方はどのような家庭環境で育ったかに影響される部分があると想定されること、また、昭和５０年代からずっと設定されている設問であり、時代の変化を知る上でも有効であると考えた。

担当者としてはそのような考えで今回も設問にしている。

（徳田委員）

置かれている環境が非行に影響するというのはわかるが、その子が結婚し

たい、結婚したくないと考えていることが健全育成や非行につながるのか疑問がある。私はつながらないように思う。設問とすることにとっても疑問を感じる。

(東会長)

この設問は、かなり昔の意識調査をそのまま使っている。経年調査で変化を見るという点では意味があるが、時代によって家族や結婚に対する考え方は変わってくる。この設問が青少年の意識調査として何かに役立つものなのかは検討する必要がある。

15～30歳の結婚に関する設問はかなり直接的で、「あなたと恋愛関係にある相手はいますか」という設問がある。また「結婚についてどう考えるか」という設問には、「結婚することは人間にとって当たり前のことだと思う」という選択肢がある。長期間、この設問で調査を実施しているのだが、時代によって意識や価値観も変化し、誤解を招く可能性もある。こうした設問を残しておく意味や表現方法は検討した方がよいのではないか。

(青少年課長)

改めて聞くと違和感がある。

御意見として承る中で、設問として残すのか、残すとすれば聞き方も検討したい。

(東会長)

これは事務局への課題ということで、時代に合った状況も調べながら設問を修正をしたらどうかという御意見ということでよろしいか。

(徳田委員)

はい。

(東会長)

調査対象年齢の参考資料を追加で用意してもらっている。内閣府が実施している若者の意識調査では、年齢を24～29歳で区切っているものが多い。ひきこもりに関する調査は39歳までとして、40歳は対象に含めていない。埼玉青少年の意識と行動調査では40歳を含めているが、このあたりはどのような設定にするのがよいか。

国の調査との比較を考慮すると内閣府の調査に合わせる方がよいと思う。一方で、今までとの比較や分かりやすさを考慮すれば、30歳まで、40歳

までという区切りは確かに分かりやすい。この点について御意見をお願いしたい。

なぜ40歳という設定にしたのかについて、事務局の考えはどうか。

(事務局)

40歳までを対象としたのは、前回までの調査が30歳までという区切りがあったことによる。

御意見のとおり、困難を抱えた若者の支援は「30代」になるので、40歳は含めない方が国の調査との整合性がとれると感じている。

(東会長)

対象年齢の区切り方で御意見があればお聞かせいただきたい。

若年労働者の定義については、厚生労働省や総務省の労働力調査では、若年者を15～34歳として統計を公表している。

埼玉青少年の意識と行動調査では10年ごとの単位ということで31～40歳にしているが、次の青少年健全育成・支援プランの目標に若年労働者の問題について盛り込むのであれば、34歳までにするというのも1つの考え方としてあると思う。

県の施策にある程度貢献する資料にしようとするなら、雇用労働課の方ではどのように捉えたり、調査したりしているかが重要であると思う。

現行の青少年健全育成・支援プランでは「新卒者に占める不安定雇用者の割合」が指標の一つになっているが、これは雇用労働課の若年者支援担当の調査を使っている。その調査では、若年労働者の年齢についてどのように扱っているのかを聞いてみると参考になると思う。年齢区分については、なかなか難しいところではある。

年齢のこと以外に、この調査の内容面で質問や意見があれば自由に発言していただきたい。

(島崎委員)

インターネットの利用に当たってトラブルになった経験についてだが、10代からスマートフォンを持っていてインターネットを利用する割合が高いので、10～14歳から調査をした方がいいのではないかと思うが、なぜ設問に含めていないのか。

知識がない中でトラブルに巻き込まれることが多いのではと思う。

(東会長)

資料3の設問案では、10～14歳にはインターネットトラブルになった経験という設問がなく15歳以上から聞いているが、むしろ10～14歳でトラブルになるのではないかという御質問である。

(事務局)

設問数を減らし、30問程度に絞り込もうとする中で、当該設問の優先順位が下がったため削除した。

(東会長)

設問数を削減するために、10～14歳の設問の中からはこの設問を削除しようと考えたということである。

(事務局)

設問については再度検討を重ねる。

(東会長)

確かに、スマートフォンのトラブルは中学生が多いかもしれない。

(志村委員)

もしかすると、県の方で毎年実施しているスマートフォンの調査の方で網羅されている可能性がある。そちらの調査で振り替えられるかもしれない。

(東会長)

今回、インターネットやスマートフォン関係の設問がいろいろなところにランダムに入っている。

志村委員が詳しいので、インターネット関係の設問で他にお気づきの点があれば御意見をいただきたい。

(志村委員)

全体的にこのくらいでいいのではないかと思う。埼玉県の方では6年生と中学3年生を対象とした調査を実施しているので、そちらと併せて見るという形でよいのではと思う。

(東会長)

他で重複する調査は多々あると思うので、他の調査で聞いているのであれ

ば青少年の意識と行動調査では違った角度で質問するか、設問数を削るとい
うのは確かに必要なことである。

(根岸委員)

青少年の非行について、飲酒、喫煙、薬物、暴力、窃盗などをあなたはし
たことがあるかという設問がある。正直に回答してくればよい調査だと思
うが、なかなか正直に「した」とは回答しないのではないか。答えがわかり
きっている設問ではないかという印象がある。このあたりはどうか。

(東会長)

調査票の10ページに「酒を飲む」「たばこを吸う」「覚せい剤や危険ドラ
ッグを使う」等の設問がある。正確な回答を得られるだろうか。

(事務局)

前回の調査では、9割が「そういったことはしていない」との回答だった。

10～14歳では、飲酒2.3%、暴力1割程度、喫煙0.3%。親の金
を黙って使う3.3%、万引き0.1%、無回答4%前後であった。

どこまで正直に回答しているかというのはあるが、非行行動について回答を
する人がいた。

(根岸委員)

それはありがたいことだ。

(徳田委員)

保護者の問30に、人生観・生きがいに関する設問が入っているが、意図
がわからない。どういうことを期待して聞いているのか。

保護者に関する調査結果は通常、親世代はこんな風に考えているという分
析結果になるのだと思うが、この調査では保護者の対象が親、祖父母、親類
などかなり幅広いため、出てきたデータがどこまで通用するものなのか疑問
がある。

(事務局)

まず、生きがいに関する設問だが、昭和56年度から継続している設問で
あり、時代背景により考え方に影響があることを検証できるのではないかと
の観点から、削除せずに今回も設問に含めている。

昔から継続して聞いているものであるためという理由である。

(東会長)

保護者に対しての質問はかなり難しい。問29については、設問の目的が明確ではない。例えば、貧困の問題に施策として取り組みたいということであれば、子供が夢を実現するために何が必要かという設問に対して、「経済的支援」とか、「学費や子育ての資金が必要」といった選択肢が入っていない。今、貧困の問題等があるにも関わらず、そういったことには全然触れていない選択肢になっているので、ここに学費や子どもを育てるための資金が必要だというような選択肢を入れ、その回答が多ければ、そこを援助していくことが行政として必要だという根拠になるのではないか。

問29の内容も見直した方がよいという意見である。

(事務局)

お手元でご覧いただいている調査票は、前回の平成28年度に使用したものである。次回の調査では、個々の設問にどのような選択肢を設けるかについて、一つ一つ丁寧に検討した上で、時代に合った聞き方をしたいと考えている。

(志村委員)

先ほどお話しした県の方で実施しているスマートフォンの調査の件について、県教育委員会で毎年実施しており、名称が「埼玉県の公立学校におけるスマートフォン等の利用状況等に関する調査結果」というものである。

小4、小6、中2、高2の児童・生徒を対象としている。

調査項目にはインターネットトラブル経験についての設問もあった。他にも、携帯電話の所持、携帯電話利用のルールなど、重複しているものがあった。しかし、回答者の傾向など見たいデータもあるので、基本的なものは傾向を見るために重複したとしても残していいのではないかと思う。

(東会長)

スマートフォン、インターネットの設問に関して、10～14歳の調査票を例とすると、問36に「1日どのくらい携帯電話、スマートフォンを利用していますか」という設問があり、その選択肢が8択になっていて「15分くらい」、「10分以内」と細かく分かれている。4時間以上と以下では相当違うが、10分と30分を分けて聞く必要はあるのか。

(志村委員)

ここまで細かく分けるのは珍しい。

(東会長)

問38に関連して、OECDの学習到達度調査では、学校外に限定してインターネットの利用時間を調査している。近年は学校の授業の中で使うことがだんだん増えてきたので、授業でインターネットを使った時間は除いた質問にしているようである。問38は、あなたが学校外や授業外でインターネットを使う目的は何ですかと聞いた方が、より正確に実態が分かるのではないか。

ICT教育が実施されていれば、「学校の授業で調べものにインターネットを使ったので「○」」という回答になる。青少年の健全育成の視点からいうと、学校内の授業で使ったかどうかではなく、学校外でどういう使い方をしているかを調査した方がよいと思う。

問39も学校が入っているが、学校をどう扱うか決めた方がよい。

(島崎委員)

先ほどの1日どのくらい携帯電話、スマートフォンを利用しているかについて、日本PTA全国協議会で携帯電話の調査を実施しているが、それを見ると、1～10分、11～30分と細かく聞いている。

(志村委員)

最近の傾向なのだろうか。県教育委員会は30分未満とか、一番最初には「使わない」という選択肢がある。

(東会長)

今拝見させて頂いたが、1～10分、11～30分、31～60分と区分して聞いているようである。内閣府が実施している「青少年のインターネット利用環境実態調査」は、最近の調査を見たところ、1時間未満と以上で分け、5時間以上まで1時間単位で調査をしている。全国調査の区分に合わせた方が比較しやすい。過剰に細かい区分の調査に、意味があるのか検討した方がよい。

(小谷野委員)

地域との関わりについて、令和3年度の調査の対象になるのは令和2年度ボランティア等の活動状況になる。新型コロナの影響で活動が中止になってしまっている。そのような状況の中でこの1年間の地域活動を聞かれると、どういう数値が出てきて、どのように分析するのかとても難しいと思う。

調査後の解釈になってくるのだろうが、ボランティア活動は半分以上中止

になってしまっているのです、調査の仕方を変えるとか、何かいい方法があればよいと思う。

(青少年課長)

おっしゃるとおりで、地域活動はほとんどやっていないので、同じ質問では難しいと思っており、何か考えなければいけないと思っている。

(松澤委員)

今までの議論からでは、この調査の目的や、県民生活部で行う趣旨が分かりにくい。類似のアンケート調査を県民生活部はもとより、教育局でも実施しているのではないか。それらの調査をきちんと把握することが大切である。

青少年に関することは、特に教育局としっかりと連携する必要があると思うが、どうなっているのか。

(青少年課長)

対象は青少年であるので、教育局をはじめ、類似の調査を行っている課所としっかりと連携をとっていきたい。

特に、この調査の基本的な趣旨は、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を策定するための基礎資料とすることなので、その点を踏まえてきちんと行いたい。

(市川副部長)

これまで継続的に聞いている項目については、どういうふうに大きく傾向が変わってきているか把握することが大切であると考え、あえて同じ質問をしてきたということもある。ただ、今の時代に本当に合った質問項目なのか、今後それをどのように反映させていくのかなど、目的をしっかりと踏まえて、時代に合った調査にしていきたいので、よく検討させていただきたい。

(松澤委員)

よろしく願います。

(東会長)

その他にご意見はあるか。

審議会の後、お気づきの点があれば、事務局に伝えていただきたい。

今回、様々な御意見や御提案があったので、事務局には検討の上、調査に生かしていただければと思う。

議事（４）埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について（報告）

事務局から資料４－１、４－２に基づき、説明を行った。

（松澤委員）

説明ありがとう。説明資料の中で、全体的に予算が減少している中で、埼玉県推奨図書関連予算が１００万円ほど増額となっている。この増額分に削減した予算を充てているとの捉え方でよいか。

また、「青少年のインターネット適正利用推進事業費」は、若干予算が減っているが、単にボランティアの方々が一生懸命やられているんだと察知している。しっかりとした青少年を育てていこうというところなので、全体的な部分で考えていただきたい。令和２年度は仕方ないが、今後検討をお願いできればと思う。

（市川副部長）

なかなか予算が厳しい中でやらせてもらっている面でもあるので、できるだけ審議会の委員の皆様から支援するようなお言葉をいただければ、それを材料にして頑張っていきたいと思う。

（松澤委員）

わかった。

（事務局一同）

よろしく願います。

（東会長）

確かに、推奨図書のところは大きく増額されているが、ネットアドバイザーの予算は減額されている。

予算についてここで審議することはできないが、うまく配分してやっていただけるとよいと思う。

（青少年課長）

資料４－２の埼玉県推奨図書の予算額について、正しくは、令和２年度予算３，３９９千円で減額となっている。訂正しておわびする。

青少年課の予算は厳しい状況となっている。必要な財源が確保できるように頑張っていきたい。

(松澤委員)

私も頑張っていく。

議事（５）その他

事務局から資料５に基づき、説明を行った。意見・質問等はなし。

以上